

八王子市独自基準の概要
(八王子市指定障害児通所支援の事業等の設備、人員及び運営の基準に関する条例)

番号	項目	市条例		考え方	具体的な対応内容	対象事業
1	指定障害児通所支援事業所の一般原則 (未成年後見制度の活用支援)	第3条第5項	障害児の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、未成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。 (努力義務)	未成年後見制度の利用支援ですが、未成年後見制度は親権者の死亡等により親権者が不在となった未成年を法律的に保護し、支えるための制度です。障害児の看護教育等や、財産の管理を図るため、サービス事業者に未成年後見制度の活用支援の努力義務を、新たに明記しています。親権者が不在となった場合など、必要に応じて、市などと連携し、成年後見制度の活用を支援するよう努めてください。	親権者が不在となった場合に、障害児に対して、未成年後見制度について案内するとともに、手続の支援や情報提供等の対応を行うよう努めること	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
2	指定障害児通所支援事業所の一般原則 (障害者雇用の促進)	第3条第6項	障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。 (努力義務)	「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、障害者雇用率(法定雇用率)に相当する人数以上の障害者の雇用を事業主に課していますが、本条例においては法律の趣旨を踏まえ、事業規模に関わらず、障害者の雇用確保と労働環境の整備に努めるよう規定しています。	積極的に障害者を雇用するよう努めること	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
3	指定障害児通所支援事業所の一般原則 (障害者就労施設等からの優先調達の推進)	第3条第7項	その事業活動を通じて障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。)の受注機会の増大に協力するよう努めなければならない。 (努力義務)	H25年度から「国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されており、それに基づき八王子市では「八王子市が行う障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針」を定めているところです。八王子市における調達方針では、市のすべての組織が行う物品等の調達で、日用品や記念品、印刷製本等の物品の調達や清掃、除草、クリーニング等の役務を受けるもので、障害者就労支援施設等が受注することが可能なものについて、優先的に調達するというものです。法律では、民間団体等には障害者就労支援施設等から優先し調達することを求めています。八王子市では障害者就労支援施設等の受注機会の拡大を推進するためには、より広く協力を呼び掛けていく必要があると考えていることから、民間企業や市内大学等にも趣旨を周知し協力を呼びかけています。障害者施設等においては、障害者就労支援施設等への発注が可能なものについては必要とする物品、役務を障害者就労支援施設等から調達することを努力義務として規定しています。	物品購入や作業委託等を外部に発注する際には、障害者施設に対して優先的に発注をかけるよう努めること	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
4	設備及び備品等 (相談室、洗面所及び便所の設置)	第9条第1項	事業所は、指導訓練室、相談室、洗面所、便所その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 (義務)	省令では、指導訓練室のほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないとしていますが、本市は、必要な設備について、相談室、洗面所及び便所も設置するよう明記します。条例の附則で、「相談室、洗面所又は便所を設けていないものであって、建物の構造上の理由その他のやむを得ない理由により直ちにこれらを設けることができないものについては当分の間適用しない」としていますが、今後の改善に向けて個別に調整等させていただきます。	指定を受ける場合や事業所を移転する場合などに、相談室、洗面所及び便所についても設置すること 便所等がない既存事業所は、その設置について対応を図ること	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス
5	内容及び手続の説明及び同意(サービス提供開始時の説明に対する文書による同意)	第12条第1項	文書を交付して説明を行い、当該指定障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。 (義務)	サービスの提供開始にあたっては、利用申込者に対して運営規程の概要や従業員の勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について、利用申込者の同意を得なければなりません。この同意について国の解釈通知では、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面で確認することが望ましいとされています。そこで本市ではサービス提供開始の同意について文書同意を必須とします。	サービス提供開始に当たり行う重要事項の説明について、口頭での同意ではなく、必ず文書により同意を得ること	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
6	勤務体制の確保 (外部研修の実施)	第38条第3項	従業員の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。 (義務)	従業員の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修等を受講する機会を確保しなければならないことを義務として規定しています。虐待防止のための研修の実施のみならず、職員の研修実施について、具体的な実施計画のもと、新たな知識や考え方を取り入れる機会として、外部研修を活用するなど、これまでの事業運営の見直しの機会を設けていただくため規定しています。	外部研修等を受講する機会を職員に確保すること	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援

八王子市独自基準の概要

(八王子市指定障害児通所支援の事業等の設備、人員及び運営の基準に関する条例)

番号	項目	市条例	考え方	具体的な対応内容	対象事業
7	非常災害対策 (地域との連携、避難体制、利用者及びその家族への周知等)	第40条第1項	非常災害に関する具体的な計画の策定義務については、既に省令においても規定されていますが、独自基準では「地域との連携体制の整備」を規定しています。 具体的には、日頃から消防団や地域住民と連携を図り、火災等の際に消火や避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることが、国の解釈通知でも説明されていますが、こうした点を明確にするため、条例に明記しています。 また、体制の整備の状況を従業者のみならず、障害児、障害児の保護者、障害児の家族等にも周知すること等を規定しています。	地域の防災訓練に参加するなど、日ごろから地域との連携を図り、非常時には協力してもらえる体制を築くこと 非常災害対策の内容を、従業者だけでなく、利用者、障害児及び障害児の家族等にも周知すること	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス
8	身体的拘束等の禁止 (やむを得ず身体的拘束等を行う場合の判断要件、合議体による判断等) 運営規程 (身体的拘束等を行う場合の手続きに関する事項を追加)	第44条第3項	サービス提供にあたっては、身体的拘束等が行われていないことが大原則であり、基準条例においても身体的拘束等を行ってはならない旨規定しています。 独自基準としては、緊急やむを得ない状況下においてのみ認められている身体拘束について、緊急やむを得ない場合であるかの判断を、客観性、慎重性の確保を図るため、「あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断による」こと、又、検討した過程その他必要な事項を記録することを、義務として規定しています。 なお、緊急やむを得ない場合とは、以下の3点です。 ① 障害児又は他の障害児の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 ② 身体的拘束等を行う以外に当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ③ 身体的拘束等が一時的なものであること。 また、緊急やむ得ない場合に身体的拘束等を行う場合の手続について、適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、運営規程であらかじめ決めていただくこととします。 運営規程に定めるべき規定は、 ①身体的拘束等の必要性を判断する際の協議の方法 ②上記の協議に加わる職員の構成 ③夜間等に身体的拘束等の実施が必要となった場合の連絡、協議の方法などが挙げられます。 厚労省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和4年4月)」 厚労省(身体拘束ゼロ作戦推進会議発行)「身体拘束ゼロへの手引き(平成13年3月)」 等を参考に事業所として体制整備を図るようお願いいたします。	緊急性、非代替性及び一時性の3つの要件をすべて満たす場合以外は、身体的拘束等を行ってはならない 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、詳細な記録を残すこと 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続について運営規程に定めること	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援

八王子市独自基準の概要

(八王子市指定障害児通所支援の事業等の設備、人員及び運営の基準に関する条例)

番号	項目	市条例		考え方	具体的な対応内容	対象事業
9	事故等の防止等 (日常点検及び修繕)	第52条第1項	事業者は、事故等の防止のため、指定児童発達支援事業所の設備及び備品等の安全性について毎日点検し、必要な場合は速やかに補修等を行わなければならない。 (義務)	支援の提供中に起きる事故やケガを防止し、障害児の安全を確保するため、事業所は、設備等の安全性について日常的に点検をし、補修等が必要な場合は速やかにこれを行うことを規定しています。	事業所内の設備・備品について、毎日点検を行うこと 点検の結果安全性に問題があるときは、すぐに修繕等を行うこと	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス
10	事故等の防止等 (目が行き届く空間整備)	第52条第2項	事業者は、障害児への虐待及び障害児の転倒その他の事故の防止のため、常に周囲の者が障害児の安全を視認できるよう、指定児童発達支援事業所の設備内の整理をしなければならない。 (義務)	密室、死角等周囲から見えない環境では、虐待・事故が発生しやすく、また、発見しづらいことから、指導訓練室等の設備内は、常に周囲の目が行き届くよう整理しなければならないとしています。	指導訓練室等は、職員の目が行き届くよう整理すること。(死角・密室等ができないようにすること)	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス
11	事故発生時の対応 (損害賠償に備えるための措置)	第53条第4項	1 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。 2 事業者は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (努力義務)	事業所はサービス提供に伴い賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならないこととなっています。賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うための具体的方法として、国の解釈通知では「損害賠償保険に加入することが望ましい」としています。 障害児へのサービス提供を行う事業所では、想定を超える事故等が発生するリスクもある中で、万一の場合の賠償への備えを万全とするため、賠償責任能力を確保する方法として、保険加入その他必要な資力を確保することを、努力義務として規定しています。	賠償責任が生じた場合にすぐに対応できるよう、保険に加入するなどの備えをするよう努めること	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援